福井県版図柄入りナンバープレート デザイン案応募要項

１　主旨

○国が各地域の地域振興、観光振興等を目的として「地方版図柄入りナンバープレート」を導入することとしました。今回、この制度において福井県の特色あるデザインを国に提案するため、そのデザイン案（以下「デザイン案」という。）を募集します。

○応募していただいたデザイン案の中から、有識者等による審査会での審査、県民へのアンケート等を踏まえ、福井県が国へ提案するデザイン（以下「提案デザイン」という。）を決定します。

○提案デザインは国の審査を経て決定され、平成３０年の１０月頃から、自動車ユーザーの希望に応じて、福井県内で交付されることとなります。

【制度概要】

（１）交付単位

・ ナンバープレートの地域名表示が単位となります（福井県版図柄入りナンバープレートは、福井県内で発行）。

（２）交付主体

国

（３）図柄の内容等

・ プレートの形、サイズ、文字等は変えず、背景に絵を描くようなイメージです。
・ 図柄は、ナンバープレートの文字・番号の視認性が確保されること、商標登録など他者の権利を侵すものでないこと、公序良俗に反するおそれがないこと等の基準を満たしている必要があります。
・ 国から福井県版図柄入りナンバープレートの図柄として指定された場合、平成３０年１０月頃から図柄入りナンバープレートとして、希望者に対し交付開始され、以降数年間程度継続して交付されることとなる見込みです。
・ 自動車ユーザーは、図柄入りナンバープレートの交付の際、寄付金を納付する場合と納付しない場合のいずれかを選択できます（従来通り図柄なしのナンバープレートも選択可能）。
・ 寄付金ありの場合はフルカラー、寄付金なしの場合はモノクロの図柄となります。
・ 納付された寄付金は地域の交通サービスの改善のための事業等に充当されます。

＜イメージ＞

寄付金あり（フルカラー）	寄付金なし（モノクロ）

２　応募期間

平成 29 年 8 月 23 日（水）～9 月 20 日（水）17 時 15 分まで（必着）

※ 上記期間以外の応募は受け付けません。

３　応募者の資格

日本在住（少なくとも、デザイン案を応募する日から国への提案が終わるまでの間）の個人とし、国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。

４　デザイン案の条件

デザイン案は、次の条件をすべて満たすものとします。なお、デザイン案はナンバープレートの背景のデザインであって、ナンバープレートの形状、ナンバープレートに表示される文字や数字の書体等は対象外です。

（１）次の内容をいずれも表現したものであること。

・ 福井県の地域振興や観光振興、イメージアップ等に貢献するものであり、「福井県」をイメージできるものであること。
・ 福井県版図柄入りナンバープレートが取り付けられる自動車のデザインクオリティを高めるものであること。
・ 福井県版図柄入りナンバープレートが取り付けられた自動車が走る街並み環境のデザインクオリティが高まるものであること。
・ 将来にわたって使用されることを前提としており、レガシーとしてのクオリティをもつものであること。

※デザイン案作成に当たっては、県ホームページで公開している「福井県版図柄入りナンバープレートに対するアンケート調査の結果について」を参考にしてください。

（２）ナンバープレートのデザインが以下のいずれにも該当しないものであること。

・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的または美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）。
・ 特定の企業の営利活動を目的とするもの。
・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
・ 国や福井県の利益、他国や他都道府県、関係機関との信頼関係が損なわれるもの。
・ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
・ 他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるもの。
・ 公序良俗に反するおそれがあるもの。
・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

（３）応募者が特定できる情報が入っていないものであること。

（４）ナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色を使用していないなど、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているものであること。

５　デザイン案の作成方法

・ デザイン案は手書きまたはデジタルデータ（ワード、イラストレーター）により作成するものとし、デジタルデータでの作成に当たっては、「デザインデータ作成・提出の流れ（ワードで作成する場合）」または「デザインデータ作成・提出の流れ（イラストレーターで作成する場合）」をご確認ください。なお、各種様式は福井県観光営業部ブランド営業課のホームページからダウンロードできます。

・ 応募していただくデザインはフルカラーとします。（寄付金ありのナンバーを想定したもの）。応募に当たってフルカラーをモノクロに置き換えたデザイン（寄付金なしのナンバー）を提出できる場合は、フルカラーとモノクロの両方を提出してください（国へ提案する際の参考にさせていただくため）。
なお、フルカラーをモノクロに置き換えたデザインを提出できる・できないは評価（審査）の対象となりません。

・ 地域名表示の左側は、封印・ビスが入るため、デザインの対象範囲外となります。この部分には背景は可能ですが、隠れては困るメインのデザインを入れないようにしてください。

＜イメージ＞

６　提出物

（１）手書きの場合

①必要事項を記入した「応募用紙」

②Ａ４横サイズで印刷し、デザイン案を施した「様式ファイル（手書き・ワード用）」

（２）デジタルデータ（ワード、イラストレーター）の場合

①必要事項を記入した「応募用紙」の電子ファイル

②デザイン案を施した「様式ファイル（手書き・ワード用）」または「様式ファイル（イラストレーター）」の電子ファイル

７　提出物の提出方法

提出物は、下記提出先へ郵送または電子メールで提出してください。デジタルデータで作成した電子ファイルを郵送する場合は、ＣＤ等の記録媒体に保存し提出してください。持参、ファクシミリによる提出は不可とします。

８　提出先

〒910-8580　福井県福井市大手３丁目 17 番１号

福井県観光営業部ブランド営業課

〔電子メールアドレス〕　brand@pref.fukui.lg.jp

９　応募点数

１人何点でも応募できます。ただし、１回の応募につき１点とします。

10　選考方法

審査会等による審査・選考を経て、応募されたデザイン案の中から提案デザイン候補を５作品程度に絞り込みます。その後、県民へのアンケート等を踏まえ、提案デザインを１作品選出します。

11　結果発表

提案デザインは、平成 29 年 12 月頃の発表を予定しています。

12　賞品

以下の副賞の贈呈を予定しています。

〇最優秀作品（１作品）　　１０万円

〇優秀作品（４作品程度）　各２万円

なお、最優秀作品を提案デザインとする予定ですが、国の審査により、視認性等の関係からナンバープレートに用いられないこととなった場合、優秀作品の中から順次繰り上げて提案デザインとすることを想定しています。

13　応募に当たっての留意事項

応募者は、以下の各事項について承諾した上で応募してください。本応募要項に記載した条件等を満たさない応募については、審査対象外となりますのでご注意ください。

（１）応募について

・ 応募の手続きは、日本語となります。
・ 企業、学校など組織名義での応募はできません。
・ デザイン案の審査過程において、福井県観光営業部ブランド営業課に来ていただく場合があります（その場合の交通費等の支給はしません。）。
・ デザイン案の審査や提案デザインの決定に当たって、日本在住であることを確認するため、マイナンバーカード、運転免許証や住民票の写し等の提出をお願いすることがあります。

（２）個人情報の取り扱いについて

・ 応募者の個人情報については、応募や審査に関するご連絡その他審査事務に必要な

範囲のみで使用します。また、国その他審査事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

（３）デザイン案および提案デザインの補作・修正等について

・ デザイン案について、視認性の確保等の観点から、福井県観光営業部ブランド営業課がデザイン案の修正または応募者に修正を依頼する場合があります。
・ 手書き作品が提案デザインとなる場合は、デザイナーにデータ化を依頼しますが、色合いやデザイン・イラストの詳細が忠実に再現できない場合があります。
・ 提案デザインは、福井県または国が補作・修正する場合があります。

（４）提案デザインの決定結果の公表について

・提案デザインの応募者に直接連絡の上、福井県観光営業部ブランド営業課のホームページ等で結果を発表します。個別のお問い合わせには応じかねます。
・ 提案デザインの作成者の氏名等については公表することを基本としますが、ご本人と相談の上、決定します。

（５）デザイン案その他の知的財産権等について

・ デザイン案は、未発表でかつ著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限ります（提案デザインの決定前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）。
・ デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
・ 提案デザインの決定に当たり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
・ 提案デザインの決定後に、著作権侵害等の問題が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
・ 提案デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利は、福井県に無償で譲渡するものとします。また、福井県は、譲渡された提案デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利を国に譲渡します。なお、提案デザインの作成者は、福井県および国ならびにこれらの指定する者に対し、著作者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
・ 提案デザインの決定に当たり、提案デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利の譲渡に係る所要の手続きをとる場合があります。
・ すべてのデザイン案について、福井県および福井県が指定する者は、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとします。

（６）その他

・ 提案デザインの作成者には、福井県版図柄入りナンバープレートの広報活動等への

協力をお願いすることがあります。

- 応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失･損害については責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても責任を負いかねます。
- 提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、福井県は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自でご対応ください。
- 応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、福井地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- 未成年者等の方は、応募に当たり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。デザインの採用に当たっては、著作権等の権利譲渡や賞品授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- 本応募要項に記載した事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、福井県の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

14　事務局および問い合わせ先

〒910-8580　福井県福井市大手３丁目 17 番１号

福井県観光営業部ブランド営業課

電子メールアドレス　：　brand@pref.fukui.lg.jp

※お問い合わせは、日本語の電子メールのみとさせていただきます。なお、ファイルを添付したもの、特殊な形式のもの、特定の機種に依存する文字を使用したものでのお問い合わせには、対応できないことがあります。

※お問い合わせいただいた内容については、福井県観光営業部ブランド営業課のホームページ上で回答、公表します（個人情報および個人の特定につながる内容については公表しません）。